

## 丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の全部改正に係るパブリックコメントの結果について

### 1 実施概要

- (1)実施期間 令和3年10月25日(月)～令和3年11月15日(月)  
 (2)閲覧場所 丸森町ホームページ  
 丸森町役場 町民税務課（1階西側）閲覧コーナー

### 2 結果

- (1)意見件数 6件  
 (2)意見内容及び町の考え方

※いただいたご意見に番号をお付けしました。番号がふられた文章の内容に対し回答しております。

※お寄せいただいたご意見について、地域・関係者が特定できる情報、事実が確認できない情報、条例の改正と関わりがない事柄等は省略させていただきましたが、今後の町政運営の参考とさせていただきます。

No.	附番	意見内容	町の考え方
1		再エネ発電設備のみを狙い撃ちして条例を制定する合理性がありません。本条例は、私有財産制、平等原則といった憲法に違反する暴挙以外の何物でもありません。地形地質の特殊性により災害防止を目的とするのであれば、宅地、道路、農地等地形改変を行う全ての開発を再エネ発電設備と同様に規制しなければなりません。本条例が制定されれば丸森町の無知を全国に知らしめることとなり、ひいては宮城県民の恥です。規制するのであれば、全ての地形改変を伴う開発としてください。	・ご意見として参考にさせていただきます。
2	①	基本的には、町の改正案に同意するが、個人的な意見を以下に記す。 第3条(7)近隣関係者。事業区域の境界から300メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者（法人などを含む）及び当該事業により、その所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の影響、生活インフラの影響を受けると認められる者をいう。生活インフラとは、居住区域上流で太陽光の設置などで、生活水や井戸水など影響を受けるようなこと。また、風力発電での低周波騒音なども含んでいる。	① 「100メートル以内」とする案を検討します。 ② 20キロワット未満で区分する法律上の根拠が不明であることから、当該基準での区分は難しいと考えます。 ③ 現行条例で協議手続が終了した事業に対しては、改正条例案の遡及適用はしない方針で考えております。
	②	第7条(2)次条第1項に規定する抑制区域以外に設置する発電出力20キ	④ パブリックコメントに提示した資料「丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正の考え方の改正案に記載されております。

	<p>ロワット未満の事業</p> <p>③ 第7条(3)を追加し、現時点で工事着工し発電開始していない事業にも適用する。</p> <p>④ 第8条の改正案(新設)に鳥獣保護区と県立自然公園を追加する。</p> <p>⑤ 第10条の改正案に「住民等の理解」に「近隣関係者の2/3以上の合意を得られなければならない」と追記。合意とは、住民投票を意味する。(説明会だけでの理解、協議終了は許容されない)</p> <p>⑥ 経過措置の改正案に「施工日以降で工事着手し発電開始していない事業にも適用する」</p> <p>⑦ どこかの項目に「条例ではあるが、町長の権限で工事計画の差し戻し、工事の中止、原状復帰の強制力を持つ」と追記する。</p> <p>⑧ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のマップに関しては、台風19号で影響を受けた場所、区域を早期に反映させること。</p>	<p>⑤ 住民投票は、住民の判断で自主的に対応していただきたい事柄と考えております。</p> <p>住民等は、事業者に対し、意見を申し出ることができ、事業者は、その意見に書面で回答し、協議することを規定する案を検討していますので、その状況により住民等の理解について判断して参りたいと考えております。</p> <p>⑥ 現行条例で協議手続が終了した事業に対しては、改正条例案の遡及適用はしない方針で考えております。</p> <p>⑦ 当該内容の規定を裏付ける法律上の合理的な理由がなければ、当該内容を条例に規定することは難しいと考えております。</p> <p>⑧ ご意見として承ります。</p>
3	<p>2019年の台風19号で、丸森町は死者・行方不明者11名と単独自治体としては全国で最悪の被害を受けたことを忘れてはならないと思います。安全な町づくり、災害に強い町づくりは被災町として当然の責務です。町政に係る仕事の優先順位として、「町民の命を守ること」が最優先であるはずで、税金の再配分、補助事業、開発事業、経済政策などは、町民の生命とその安全より優先されてはならないはずで、私的な開発等が法律で認められていることを盾に、開発する権利、個人の権利等を声高に訴えるむきもありますが、民法総則の第1条にあるように、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」ことは当然ですし、同第3条にあるように、「権利の濫用は、これを許さない」のです。法律の理念をあらためて確認し、原状ではアンバランスに過ぎていると思われる開発と個人の生命の安全とのバランスを是正する必要があります。当該条例の改正・規制強化は当然と考えます。</p> <p>しかし、どのような素晴らしい条例を作ったところで、それは行政の運用次第である、ということをお知らせします。条例が、理念に沿った素晴らしいものになるか、形骸化するか、それは運用次第です。条例の制定も大変な作業ですが、その実効性を伴った運用も非常に勇気と胆力の必要なことだと思います。条例の制定時の理念を忘れず、住民のためになる素晴らしい条例の運用を心よりお願いする次第です。</p> <p>また、条例はあくまで「明文により禁止事項を明確」にし、「最終的な罰</p>	<p>① 改正FIT法を踏まえ、公表内容及び公表の事実を国・県に報告する案を検討しています。</p> <p>町としても、改正FIT法に対する考察を重ね、国や県と連携を図りたいと考えております。</p> <p>② 再生可能エネルギー発電設備設置協議会については、条例及び規則に基づき、適切に運営してまいります。</p> <p>会議の公開については、情報公開条例や委員の意見を確認の上、傍聴の手続や要領を整備し公正で円滑な議事運営が図れるよう努めてまいります。</p> <p>③ 事業者に対し意見を申し出ることができ、事業者はそれに対し書面による回答と協議を行う規定を追加することを検討しています。</p> <p>また、協議の届出を行うまでに住民等の理解を得る規定を検討していますので、住民説明会を含む住民等への説明の手続が不調な場合にはその手続を継続することになると考えております。</p> <p>住民説明会の公開に係る規定を設けることについては、対象となる住民等への説明を義務付けながら不特定多数者へ説明の対象が広がるおそれがあり、また、主催</p>

則規定（不許可等を含む）」を伴ったものでなければその実効性はありません。それが、今回の条例改正までに町内で発生した一連の再生エネルギー設置に係る問題で明らかになったのではないのでしょうか。理念の揭示、努力義務、けん制などは、それだけでは抑制効果としては殆ど無意味である、ということを経験した上で条例改正にのぞむ必要があると思います。

上記を踏まえた上で、今回の条例の改正について、以下に意見を述べさせていただきます。

① 1) 最終的な罰則規定

本条例案で述べられている通り、改正 FIT 法では、認定事業者が認定計画に従って再生エネルギー発電事業を行っていないとき、認定計画が改正法 9 条 3 項 1 号から 4 号までのいずれかに適合しなくなったとき、認定事業者が改善命令に違反した場合には、経済産業大臣は認定取消を行うことができます（改正法 15 条）。これは、「発電設備の設置の増加に伴い、土地利用に関する防災上の懸念や地域住民とのトラブルが生じているケースもあり、長期安定的な事業実施に当たっては、その設置場所を巡る土地利用規制の遵守や地域社会との共生が不可欠」と考えられたことから、経産省が対応したものです。裏を返せば、それだけ開発地域でトラブルが多発していたということであり、地域の条例を守らない例が多発していた、ということでもあります。再生エネルギー開発事業者（以下文中事業者）が、林地開発許可を受けたことを盾に地域の条例等を実質的に無視または軽視するトラブルが多発しています。改正 FIT 法は非常に重要な規定であり、ここを本条例でも「明文で協調」すべきだと思います。また、地域、町政の側でも改正 FIT 法の理解と啓蒙は非常に重要なのではないかと考えます。また、宮城県を含め、経産省との連携、連絡体制の構築とその運用仔細も非常に重要となります。やはり、必要なのは実質的な「運用」です。

② 2) 再生エネルギー発電設備連絡協議会

改正案では、当該協議会の決定が設置の不許可につながる手続きになっていますが、実質的に機能するように、しっかり運用していただきたいと思えます。また、議論は公開で行われるべきではないのでしょうか？傍聴人を入れる、マスコミの入場を認める、少なくともネット中継を行うことは必要なのではないのでしょうか？議論を非公開とする合理的な理由がわかりません。議論を公開することも条例で明文化すべきだと思います。その議論を見た人の

者である事業者が判断する事柄でもあることから、一概に規定することは難しいと考えております。

④ 再生可能エネルギー開発にかかる土地取得、賃貸等の契約（または申し出）があった場合の町への届け出」を条例に規定することは難しいと考えておりますが、国土利用計画法による一定面積以上の土地取引に係る届出や森林法により森林の土地を新たに取得した場合の届出の制度がありますので、その利用について検討してまいります。

⑤ 他の建築や行為等を規制するような法律が無い地域にまで、抑制区域に指定し町独自に規制することは難しいと考えております。

意見、パブリックコメントを受け付け、それも町のHPで公開すべきではないでしょうか？それらの意見を、当該協議会の協議や、町長の決定に対して、「意見付与」として加えるべきです。それらこそ、世論であり、町の意味決定に対するセーフティーネットではないでしょうか？

③ 3) 住民説明会について

現状の住民説明会の規定は、住民の事業内容の理解と意思確認という意味では十分に機能していません。説明会の議事録は事業者が作成し、それを町や県に報告する形になっています。それを報告して終わり、という図式がまかり通って来ました。本改正案では、住民側からの意見書の提出の機会の規定があります。基本的には、住民の事業の理解度の確認、事業者と住民との間の合意などは、全て文書のやり取りに終始すべきです。それらの文書でのやり取りを町が監視し、さらに町のHP等で公開してパブリックコメントを受け付けるべきです。住民の理解が得られていないと町が判断した場合には、少なくとも再度の説明会の開催を事業者に命ずる規定をつくるべきです。

住民が事業内容を良く理解し、その上での意思決定することが最重要なはずで、それが最優先されるべきで、上記の再生可能エネルギー発電設備連絡協議会より軽んじられてはならないのは言うまでもないことです。すなわち、地域住民の実質的な不同意が、町の不許可につながる手続きが必要なはずで、もしくは、住民が納得していない、住民説明が不十分と町が判断した場合には、住民説明会の次のステップ（協議の届け出、審査など）に進まない。これらを考慮し、改正案にもっと明確に明文で反映させるべきです。

また、住民説明会について、再生可能エネルギー発電設備連絡協議会と同様に、公開にて行う（または非公開を禁止する）旨の規定をする必要があると考えます。少なくとも、（事業者側が）入場者を制限しない、ネットを含む公開を妨げない規定等は必要だと思います。過去にはネット公開を事業者が一方的に禁止した事例がありました。また、一方的に地区内の参加可能地域を限定した事例もありました。事業者は、できるだけ非公開にして、入場者を制限したがる傾向にあります。住民説明会を完全公開にするだけで、ある種のセーフティーネットになります。アーカイブを作成して公開し、可能ならここでもパブリックコメントを受け付け、同様に意見付与すべきです。

④ 4) 土地所有者の責務について

	<p>本改正案では、求める行動が少し抽象的、概念的に思います。「再生可能エネルギー開発にかかる土地取得、賃貸等の契約（または申し出）があった場合の町への届け出」の規定（努力義務）を設けてははいかがでしょうか。フォーマットを示し、各地区を通じて連絡し、周知を計るようにはいかがかと思います。基本的には個別の個人契約となりますので、その中では開発の全体像が見えない場合があり、大規模事業であるということとそのリスク等をよく理解しないまま契約をしてしまう場合があります。地域や町が把握しないまま個人の契約の件数が増えていき、気が付いてみたらリスクを伴う大規模な開発だった、という事例もあります。本改正案には直接かわりませんが、町の相談窓口を設けることも必要かもしれません。</p> <p>⑤ 5) 抑制地域について それだけで直接禁止しているわけではなく、実質的な審査にかかる、という位置づけであれば、町の全地域指定で問題がないと思いますし、本条例の趣旨上、そうすべきではないでしょうか。</p>	
4	<p>① 1. 現条例が令和2年5月1日に施行されてからわずか1年半のうちに大幅な条例改正を検討している理由は何か。</p> <p>② 2. 改正条例案の目的について、「これまで届出された事業計画の中には、地域住民と事業者との間でトラブルが生じている事業がある」ことが指摘されているが、そのことと災害発生防止のための規制が必要なことには直接的な関係がないのではないか。</p> <p>③ 3. 改正条例案について、大規模な開発行為による災害発生防止等を目的に挙げつつ（改正条例案1条）、規制する開発行為を再生可能エネルギー発電設備設置に伴うものに限定しているのはなぜか。当該目的を前提とすれば、再生可能エネルギー発電設備設置に伴うもの以外の開発行為も同様に規制すべきではないのか。改正条例案は、再生可能エネルギー発電事業に関する狙い撃ち条例であり、法の下での平等に反すると考えるが、どうか。</p> <p>④ 4. 改正条例案において「禁止区域」として列挙されている各区域について、それぞれの法律により開発の許可制度等が設けられているものの、一律には事業が禁止されていないとの理解である。それにもかかわらず、改正条例案において「禁止区域」における事業を例外なく禁止とするのはなぜか。当該事業を一律禁止とする必要性及び手段の相当性がないと考えるが、どうか。</p> <p>⑤ 5. 改正条例案では、同意規定を新設するということであり、また貴町作成資料「改正条例案の再生可能エネルギー発電設備設置に関する手続き」によ</p>	<p>① 本町の地質上の特性（真砂土や粗大なコアストーン）が、令和元年東日本台風災害や近年の記録的な大雨とも相まって、被害を拡大する危険な要因として広く地域住民に認識され、大規模な開発行為が自然環境や生活環境に及ぼす危険性に対し問題意識を高めており、再生可能エネルギー発電設備設置に伴う開発行為が、防災並びに自然環境及び生活環境に大きく影響することが想定されるとともに、国土交通省東北地方整備局宮城南部復興事務所よりレーダ雨量や土石流災害調査結果の最新知見が公表されていることから改正することを検討しております。</p> <p>② 令和元年東日本台風では、真砂土と粗大なコアストーンの崩壊による土石流により人命が犠牲になるなど、町内各地にこれまで経験したことのない多大な被害を受けております。そのため、本町の地質上の特性が、近年の記録的な大雨とも相まって、被害を拡大する危険な要因として広く地域住民に認識され、大規模な開発行為が自然環境や生活環境に及ぼす危険性に対し問題意識を高めているため、災害の発生を防止する観点から規制す</p>

	<p>れば不同意の場合は設備「設置不可」とされている。この同意・不同意は、事業者の申請や協議届出に対する応答行為であることも踏まえると、不同意の決定は、条例に基づく町長の公権力の行使として、事業主の法的地位を具体的に変動させる（事業を不可能にする）ものであり、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものとして行政処分に該当すると解されるが、そのような理解でよいか。</p> <p>⑥ 6. 改正条例案で検討されている同意規定について、抑制区域内に位置する場合に不同意とすること（例外あり）は規定されるようであるが、それ以外の同意の要件（不同意とするケース）は、何も規定されていない。上記不同意のケース以外は、全て同意するとの理解でよいのか。もしそうでないとなれば、条例において同意に関する行為要件を何も規定しないこととなる。これは、同意・不同意を全て町長の裁量とするに等しいこととなり、規制要件の明確性を欠くと考えるが、どうか。</p> <p>⑦ 7. 改正条例案で検討されている同意規定について、同意・不同意の決定に関する裁量基準がなければ、事業者において予測可能性に欠けるうえ、行政による恣意的判断が行われたり判断の不統一（裁量権の逸脱・濫用）が生じるおそれがある。町長に同意・不同意の裁量権を認めるのであれば、行政手続法5条1項及び3項に基づき、同意の行為要件として裁量基準である審査基準を作成・公表する必要があると考えるが、どうか。</p> <p>⑧ 8. 条例改正後の経過措置について、「施行日以後に改正後の条例に規定する協議の届出を行うものについて適用」とある。施行日以前にFIT法の認定を受けている発電設備については、その発電設備に係る事業に関する協議の届出が施行日以後に行われたとしても、改正後の条例の規定の適用を除外すべきである（現行の条例を適用すべきである）と考えるが、どうか。事業者は、FIT法の設備認定を取得するにあたり、1. 事業計画を立てる、2. 立地・設備の詳細を検討する、3. 電力会社に特定契約・接続契約を申し込む、4. 事業計画認定の申請を行うといった手続きを踏む。その際には当然のことながら農地法、森林法、景観条例等法令の適用についても自治体などに確認を行うものである。改正案によれば、条例改正前に上記の確認手続を経て事業計画を策定し、設備認定を得た事業者においても、町長の不同意のみをもって事業を断念させられてしまうケースが生じうる。これは、設備認定を得た事業者にとっては遡及して規制を課すに等しい。このような遡及立法は、事業者の営業活動の自由や財産権を不当に制限するものと考え</p>	<p>ることを考えております。</p> <p>③ パブリックコメントに提示した資料「丸森町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の改正の考え方の目的 第1条の「改正の考え方」欄の内容が見づらくて申し訳ありませんでした。</p> <p>資料では、改正条例案の第1条（目的）の案として、「再生可能エネルギー発電設備の設置が防災並びに自然環境等に及ぼす影響に鑑み、その設置の規制に関して必要な事項を定め、災害の発生を防止し、豊かな自然環境及び良好な生活環境を保全する」と掲載し、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る規定しております。</p> <p>④ パブリックコメントに提示した内容を修正し、禁止区域及び抑制区域に係る各法律により開発が可能である事業は例外とする案を検討しております。</p> <p>⑤ パブリックコメントに提示した内容を修正し、禁止区域及び抑制区域に係る各法律により開発の許認可や承認等が得られない場合は、不同意とする考えで、それ以外は打合せや相談、指導を重ね、条例の目的が達成できるよう進めて参りたいと考えております。</p> <p>「改正条例案の再生可能エネルギー発電設備設置に関する手続き」中の「設置不可」については条例の規定にないため削除します。</p> <p>⑥ パブリックコメントに提示した内容を修正し、禁止区域及び抑制区域に係る各法律が定める要件により再生可能エネルギー発電設備設置の開発が可能であることや住民等への説明等の手続が適切に行われていること、条例の目的に照らして支障がないことを同意する要件として考えております。</p> <p>⑦ ご意見にありました行政手続法第5条及び丸森町行政手続条例第5条に基づき、審査基準の作成を検討したいと考えております。</p> <p>⑧ パブリックコメントに提示した内容を修正し、禁止区域及び抑制区域に係る各法律が定める要件により再生</p>
--	--	---

	<p>る。</p> <p>⑨ 9. 協議結果通知書の「意見」を「条件」に修正するとのことだが、この「条件」に違反した場合の公表は、単なる情報開示の意味のみならず、不利益処分に至る法的処分と解される。すなわち、貴町作成資料「改正条例案の再生可能エネルギー発電設備設置に関する手続き」によれば、公表後は「設置不可」とされている。結局のところ、この「条件」の設定は、遵守しなければ事業を禁止される点で行政処分に該当すると解されるが、そのような理解でよいか。</p> <p>⑩ 10. 改正条例案では、公表後その内容及び事実を国又は県に報告することができるとする条項を新設するということであり、その理由は、条例を含む関係法令違反がFIT法の認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることになる点を挙げる。このような報告は、上記理由からすれば、公表に至った事業を停止させる効果を見込む点で不利益処分に準じる法的処分と解される。したがって、この報告は、行政処分に該当すると解されるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>可能エネルギー発電設備設置の開発が可能であることを同意する要件の1つとして検討しており、ご意見の中でFIT法の設備認定の取得の際に、農地法、森林法、景観条例等法令の適用についても自治体などに確認を行うものであるということなので、改正後の条例でも手続を進められるものと考えております。</p> <p>⑨ 当該同意の条件は、改正条例案の目的を達成する上で必要な自然環境の維持や防災、生活環境への被害防止の観点から、安全・安心な事業推進を図られるようにするものなので、ご理解をいただき遵守していただきたいと考えております。</p> <p>⑩ 丸森公告式条例に定める掲示場に掲示する公表なので、国や県は知りえるところではないため、情報提供ということで行うものと考えております。</p>
5	<p>改正の考え方 条例 第1条 案：丸森地域の地質上の特性と昨今の二酸化炭素等々の起因による世界的気候変動・温暖化は人類及び地球環境にとって最大の危機であることは、この地にも世界的状況と等しく気候変動による豪雨等での災害発生が心配されることです。町民にとっても自分のこととして等しく危機意識が高まっていることは、今回の条例改正の流れですが、再生可能エネルギーだけに集中しての考え方・特異性において違和感を覚えています。</p> <p>再生可能エネルギーに対して魔女狩り的な流れが気に成るところです。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの世界的必要性は、周知の事実です。</p> <p>① 再生可能エネルギーは、一切丸森町では排除する極端な条例には反対の意見です。</p> <p>② 再生可能エネルギーの設置検討に於いて、専門的な防災設計を義務づけて、検証して一定の安全性が確保されるような、技術基準や設計検証基準を設けて、指導制度、許可制度を条例に展開していただきたいと思っております。逆に適切な開発により、より防災の予防に成ることも考えられます。開発と同時に周囲の雨水の流れや河川の改修、調整池の対応など、今以上の防災整備が出</p>	<p>① パブリックコメントに提示した内容を修正し、事業区域に禁止区域又は抑制区域の全部又は一部が含まれる場合は、同意しないとするものの、禁止区域及び抑制区域に係る各法律の要件により再生可能エネルギー発電設備設置の開発が可能で、住民等への説明の手続が適切に行われ、条例の目的に照らして支障がない場合は例外とする案を検討していますので、再生可能エネルギー発電を一切排除するというものではありません。</p> <p>② 国では、2050年カーボンニュートラルを宣言し再生可能エネルギー発電を推進しており、また、再生可能エネルギー発電事業を禁止する法律はないことや森林法等の規定を上回るような規制をかけることは、地方自治法第14条の規定により難しいことから、「許可制度」ではなく「同意制度」を採用する案を検討しています。</p> <p>林地開発許可制度に係る技術的な基準等を満たすだけでは、観測所で記録された短時間の雨量に対応するのが厳しい場合もありますので、令和元年東日本台風被害対応できるよう、各事業に必要とされる対策について審</p>

		来ると捉えております。	査・検証し、指導できるよう努めたいと考えております。
6	①	<p>P 1 基本理念第 2 条 安心・安全の削除が規制を定める事によって可能になる根拠が明確ではないので、安心・安全はあたりまえでも文言として残すべきと考える。</p>	① 安全・安心に対する配慮をなくしたわけではなく、改正条例案の第 1 条（目的）に規定する豊かな自然環境及び良好な生活環境を保全することには、基本理念に規定する安全で安心な環境の保全が含まれていると考えております。
	②	<p>P 4 抑制区域第 8 条 当町では 10 年前の東日本大震災による原発事故の被害で山林が放射性物質で汚染され、居住地以外は除染されず、その放射性物質は現在も地中に固定されたままです。一部地域では今だ線量（空間ではない）が高いままで、これを地面を改変する事により再び飛散の恐れもあります。抑制区域にこの事も入れていただきたい。目に見えない危険に想像力を働かせてほしい。</p>	② ご意見のとおり本町では、福島第一原子力発電所事故による被害対策が継続して行われている状況ですが、本町には、原子力災害対策特別措置法など法律により、放射性物質の汚染を理由として建築や行為、使用等を規制する地域に指定されていないことから、抑制区域に規定することは難しいと考えております。
	③	<p>現在本町ではいたる所で小規模伐採が行われ、その面積は増すばかりです。大規模事業者のみならず、個人が面積を広げてしまっている事も災害への懸念があります。条例文と現状の隔たりもあり、改正の削除になっているのかと思ってしまう。</p>	③ ご意見として参考とさせていただきます。